

国基準と市基準の比較表（児童福祉施設）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

*本市の基準及び考え方について市民意見を募集した結果を踏まえて、当該基準を基に条例制定の手続を行います。

【施設に共通する事項】

(※) 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	※	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (船橋市基準)	基準に対する船橋市の考え方
基準の目的、向上（第2条から第4条まで）	参	基準の目的、向上⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
児童福祉施設の一般原則（第5条）	//	児童福祉施設の一般原則⇒省令通り	//
非常災害に備えた設備及び非難等の訓練（第6条）	//	非常災害に備えた設備及び非難等の訓練⇒省令通り	//
職員の一般的要件・知識及び技能の向上等（第7条・第7条の2）	//	職員の一般的要件・知識及び技能の向上等⇒省令通り	//
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第8条）	従参	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準⇒省令通り	//

入所した者を平等に取り扱う原則（第9条）	従	入所した者を平等に取り扱う原則 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
入所中の児童に対する虐待等の禁止（第9条の2）	//	入所中の児童に対する虐待等の禁止 ⇒省令通り	//
懲戒に係る権限の濫用禁止（第9条の3）	//	懲戒に係る権限の濫用禁止⇒省令通り	//
衛生管理等（第10条）	参	衛生管理等⇒省令通り	//
食事（第11条）	従	食事⇒省令通り	//
入所した者及び職員の健康診断（第12条）	参	入所した者及び職員の健康診断⇒省令通り	//
給付金として支払を受けた金銭の管理（第12条の2）	//	削除	中核市で定める対象施設に該当する条文ではなく、無効な規定となるため削除する（乳児院、児童養護施設等に関する規定）。
児童福祉施設内部の規程（第13条）	//	児童福祉施設内部の規程⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
児童福祉施設に備える帳簿（第14条）	//	児童福祉施設に備える帳簿⇒省令通り	//
秘密保持等（第14条の2）	従	秘密保持等⇒省令通り	//
苦情への対応（第14条の3）	参	苦情への対応⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。 なお、苦情に関する基準のうち、苦情解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の関係者を関与させなければならない、との基準については、中核市で定める対象施設に該当する基準ではなく、無効な基準となるため削除する（乳児院、児童養護施設等に関する規定）。

【助産施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (船橋市基準)	基準に対する船橋市の考え方
<p>種類(第15条)</p> <p>※助産施設の定義</p> <p>助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。</p> <p>第一種…医療法の病院又は診療所</p> <p>第二種…医療法の助産所</p>	従	<p>種類</p> <p>⇒省令通り</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p> <p>*本市における助産施設は、医療センター及び二和病院の2箇所であり、いずれも第一種助産施設に該当する。</p>
<p>入所させる妊産婦(第16条)</p> <p>法第22条第1項に規定する妊産婦</p> <p>→保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦で、助産施設への入所を申し込んだ者。</p> <p>⇒なお余裕のあるときはその他の妊産婦の入所可。</p>	参	<p>入所させる妊産婦</p> <p>⇒省令通り</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p>
<p>第2種助産施設の職員(第17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法に規定する職員 ・1人以上の専任又は嘱託の助産師。 ・医療法に規定する職員のうち、嘱託医師については、産婦人科の診療に相当の経験を有する者。 	従	<p>第2種助産施設の職員</p> <p>⇒省令通り</p>	<p>現在、第2種助産施設のない本市において、国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p>

<p>第2種助産施設と異常分べん（第18条） 第2種助産施設での異常分べんについては、速やかにこれを適当な病院又は診療所へ入所させること。</p>	<p>参</p>	<p>第2種助産施設と異常分べん ⇒省令通り</p>	<p>現在、第2種助産施設のない本市において、国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p>
---	----------	--------------------------------	--

【母子生活支援施設】

<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）</p>		<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （船橋市基準）</p>	<p>基準に対する船橋市の考え方</p>
<p>設備の基準（第26条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子室 ・ 集会、学習等を行う室及び相談室 ・ 母子室内の調理設備 ・ 母子室内の浴室及び便所 ・ 1世帯につき1室以上。 ・ 母子室の面積30㎡以上 ・ 保育所に準ずる施設 <p>（乳幼児を入所させる母子生活支援施設で、付近の保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静養室 <p>（乳幼児30人未満を入所させる施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医務室及び静養室 <p>（乳幼児30人以上を入所させる施設）</p>	<p>従 参 従 参 従 従 参 参 参</p>	<p>設備の基準 ⇒省令通り</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p> <p>ただし、条例施行時に現に存する夏見母子ホームの設備基準については、経過措置を設ける（経過措置の詳細については後段の経過措置欄に記載）。</p>

<p>職員（第27条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員 ・嘱託医 ・少年を指導する職員 ・調理員又はこれに代わるべき者 ・心理療法担当職員 <p>（心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別対応職員（H24.5.31 省令改正） <p>（配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合）</p> <p>⇒母子支援員の数（H24.5.31 省令改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子10世帯以上20世帯未満（2人以上） ・母子20世帯以上（3人以上） <p>⇒少年を指導する職員の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子20世帯以上（2人以上） 	<p>従</p>	<p>職員 ⇒省令通り</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p> <p>なお、平成24年5月31日に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布され、基本的な人員配置の引上げ、個別対応職員の配置の義務化の拡充がなされ、当該省令の施行期日が平成25年4月1日であることから、改正内容を反映した基準とした。</p>
<p>母子生活支援施設の長の資格等（第27条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令で掲げる条件のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であり、人格が高潔で見識が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有する者 	<p>従</p>	<p>母子生活支援施設の長の資格等 ⇒省令通り</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p> <p>ただし、条例施行時に現に存する夏見母子ホーム施設長については、経過措置を設ける（経過措置の詳細については後段の経過措置欄に記載）。</p>

・2年に1回以上、その資質向上のための研修を受けること。	参		
母子支援員の資格（第28条） ・母子支援員の資格要件を列挙	従	母子支援員の資格 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
生活支援（第29条） ・母子共に入所させる施設の特性を生かしつつ私生活を尊重した支援を行うことで、母子の自立を図ることを目的とする。	参	生活支援 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
自立支援計画の策定（第29条の2） 前条の目的を達成するため、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	参	自立支援計画の策定 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
業務の質の評価等（第29条の3） 施設の業務について、自ら評価を行い、また定期的に外部評価を受け、それらの結果を公表し改善を図ること。	参	業務の質の評価等 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
保育所に準ずる設備（第30条） 保育所に準ずる設備を設ける場合 ・保育所に関する規定準用 ・保育士…乳幼児30人につき1人以上。 （1人を下ることは不可）	従	保育所に準ずる設備 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
関係機関との連携（第31条） 施設長は、福祉事務所、母子自立支援員等関係機関と密接に連携して、母子保護及び生活支援に当たらなければならない。	参	関係機関との連携 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。

【保育所】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (船橋市基準)	基準に対する船橋市の考え方
設備基準（第32条） ① 満2歳未満の乳幼児を入所させる保育所に 設置を義務付ける設備 ・ 乳児室又はほふく室 ※乳児室 1人1.65㎡以上 ※ほふく室 1人3.3㎡以上 ・ 調理室	従 // // // // //	設備基準 ① 満2歳未満の乳幼児を入所させる保育所に 設置を義務付ける設備 ・ 乳児室又はほふく室 ※乳児室 1人4.95㎡以上 ※ほふく室 1人4.95㎡以上 ・ 調理室	ほふくする時期には個人差があること、また、ほふくの開始により部屋や担任などの環境が変わることは乳幼児の発達上望ましくないことから、乳児室とほふく室は一体の部屋と考えるものとし、1人当たりの面積基準も乳児室とほふく室は同一とすることとした。 さらに、子どもの安全に配慮し、良質な保育環境を確保するため、現在の市の要領を用いて、船橋市の基準とすることとした。
・ 医務室 ・ 便所 ・ 保育に必要な用具の設置	参 // //	医務室、便所、保育に必要な用具の設置 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
② 満2歳以上の幼児を入所させる保育所に 設置を義務付ける設備 ・ 保育室又は遊戯室 ※保育室 1人1.98㎡以上 ※遊戯室 1人1.98㎡以上	従 // //	② 満2歳以上の幼児を入所させる保育所に 設置を義務付ける設備 ・ 保育室又は遊戯室 ※保育室 1人3.0㎡以上 ※遊戯室 1人3.0㎡以上	子どもの安全に配慮し、良質な保育環境を確保するため、現在の市の要領を用いて、船橋市の基準とすることとした。
・ 屋外遊戯場 ※屋外遊戯場 1人3.3㎡以上	参 //	屋外遊戯場 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
・ 調理室	従	調理室 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
・ 便所 ・ 保育に必要な用具の設置	参 //	便所、保育に必要な用具の設置 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。

③ 耐火上の上乗せ基準	//	耐火上の上乗せ基準 ⇒省令通り	安全上必要であると考えことから、国基準通り規定することとした。
設備基準の特例（第32条の2）	従	設備基準の特例 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
職員（第33条） ・保育士（資格要件有） <人数> 乳児 3人につき1人 満1歳～満3歳未満の幼児 6人につき1人 満3歳～満4歳未満の幼児 20人につき1人 満4歳以上の幼児 30人につき1人 ※保育所1につき2人を下ることはできない	従	職員 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
（認定こども園である保育所の場合） 乳児 3人につき1人 満1歳～満3歳未満の幼児 6人につき1人 満3歳～満4歳未満の幼児 短時間利用児 35人につき1人 長時間利用児 20人につき1人 満4歳以上の幼児 短時間利用児 35人につき1人 長時間利用児 30人につき1人 ※保育所1につき2人を下ることはできない	//	職員 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
・嘱託医 ・調理員	//	嘱託医、調理員 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。

保育時間（第34条） 原則一日八時間	参	保育時間 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
保育の内容（第35条） 保育所保育指針に従う	従	保育の内容 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
保護者との連絡（第36条） 密接な連絡、保育内容等への理解及び協力を求める	参	保護者との連絡 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
公正な選考（第36条の2） 私立認定保育所に入所する児童の選考を公正な方法で行う	//	公正な選考 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
利用料（第36条の3） 徴収金等以外に保護者から利用料を徴収する場合は、家計に与える影響を考慮する	//	利用料 ⇒省令通り	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。
（経過措置） 母子生活支援施設の設備基準（第25条）の経過措置（平成23年6月17日省令改正に伴う経過措置） この省令改正以前に整備した母子生活支援施設の設備基準は、次の基準によることができる【改正前の省令基準】。 ・母子室、集会、学習等を行う室、調理室、浴室又は便所を設ける。 ・母子室は1世帯につき1室 ・母子室の面積は、1人につき3.3平方メートル		（経過措置） 母子生活支援施設の設備基準の経過措置 ⇒省令附則のとおり	現に存する夏見母子ホームについては、設備基準について経過措置を設ける。 （具体的に、現在の母子室の面積は18㎡程度であり、こうした状況を経過措置で読み替え予定。）

<p>母子生活支援施設の長の資格（第27条）の経過措置（平成23年9月1日省令改正に伴う経過措置）</p> <p>・母子生活支援施設の長の資格は、同省令改正で新設された。従って、同日より前に母子生活支援施設の長になった者については、第27条第1項の規定にかかわらず、母子生活支援施設の長となることができる。</p>	<p>母子生活支援施設の長の資格の経過措置 ⇒省令附則のとおり</p>	<p>現に存する夏見母子ホーム施設長については、その資格要件について、経過措置を設ける。 ※現施設長は新設された要件を現に満たしている。</p>
<p>保育士の数の算定（経過措置）</p> <p>・乳児6人以上を入所させる保育所において、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	<p>保育士の数の算定（経過措置） ⇒省令附則のとおり</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p>
<p>特例幼保連携保育所の特例（附則第94条）</p> <p>・保育室又は遊戯室の面積に関する特例</p>	<p>従</p> <p>特例幼保連携保育所の特例 ・保育室又は遊戯室の面積に関する特例 ⇒省令附則の通り</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p>
<p>・屋外遊戯場の面積に関する特例</p>	<p>参</p> <p>・屋外遊戯場の面積に関する特例 ⇒省令附則の通り</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p>
<p>・保育士に関する特例</p>	<p>従</p> <p>・保育士に関する特例 ⇒省令附則の通り</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を船橋市の基準とした。</p>
<p>—</p>	<p>保育所設置基準の経過措置 この条例の施行以前に整備した保育所の設備基準は、改正前の児童福祉施設最低基準の規定によることができる。 ・乳児室又はほふく室</p>	<p>条例は、平成25年4月1日から施行するものであり、現に存する保育所であっても、同日以後はこの条例による基準が適用されるものである。しかし、本条例の基準は、市の認可基準を引き継いでいるが、市が認可基準を策定する以前に整備された保育所については、国基準により整備されているものである</p>

		※乳児室 1人1.65㎡以上 ※ほふく室 1人3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 ※保育室 1人1.98㎡以上 ※遊戯室 1人1.98㎡以上	ため、これらの保育所が既存不適格とならないように経過措置を設けるものである。 ただし、平成25年4月1日以後に建替・増築を行う場合には、条例に規定した基準で整備しなければならないとするものである。
—	保育所設置基準の特例 定員を超過して入所させなくてはならない場合の規定 ①満2歳未満の乳幼児を入所させる保育所に設置を義務付ける設備 ・乳児室又はほふく室 ※乳児室 1人3.3㎡以上 ※ほふく室 1人3.3㎡以上	子どもの安全に配慮し、良質な保育環境を確保することを目指す一方で、待機児童問題は市として優先すべき課題であることから、待機児童問題を解消するまでの間は、乳幼児1人当たりの面積を緩和して入所させることができる規定を設けるものである（整備上の規定ではない）。	
—	②満2歳以上の幼児を入所させる保育所に設置を義務付ける設備 ・保育室又は遊戯室 ※保育室 1人1.98㎡以上 ※遊戯室 1人1.98㎡以上	子どもの安全に配慮し、良質な保育環境を確保することを目指す一方で、待機児童問題は市として優先すべき課題であることから、待機児童問題を解消するまでの間は、幼児1人当たりの面積を緩和して入所させることができる規定を設けるものである（整備上の規定ではない）。	

※「経過措置」：旧制度と新制度の切り替え時において、一定期間旧制度を適用させることで、緩やかに新制度へ移行させるために設ける規定。

※「特例」：本則で定めた規定に対し、一定期間あるいは特別な場合において異なる基準を適用させるために設ける規定。